

愛知県公契約条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって県民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）公契約 県が発注する工事又は製造その他についての請負の契約
- （2）受注者 第4条に規定する公契約を県と締結した者
- （3）下請負者 下請けその他いかなる名義によるかを問わず、県以外の者から第4条に規定する公契約に係る業務の一部について請け負った者
- （4）請負労働者 自らが提供する労務の対価を得るために公契約に係る業務の一部についての請負契約により当該公契約に係る業務に従事する者でいずれにも該当する者であって、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者と同視すべき者として知事が認める者
 - ア 当該公契約に係る業務に使用する資材の調達を自ら行わない者
 - イ 当該公契約に係る業務に使用する建設機械その他の機械を持ち込まない者
- （5）賃金等 労働基準法第11条に規定する賃金および請負労働者の収入

（受注者の責務）

第3条 受注者は、法令等を遵守することはもとより、公契約を受注した責任を自覚し、公契約に係る業務に従事する者が誇りを持って良質な業務を実施することができるよう、労働者の更なる福祉の向上に努めなければならない。

（公契約の範囲）

第4条 この条例が適用される公契約は、一般競争入札、指名競争入札または随意契約の方法により締結される契約であって、次に掲げるものとする。

- （1）予定価格が1億円以上の工事または製造の請負の契約
- （2）予定価格が1000万円以上の工事または製造以外の請負の契約のうち、知事が別に定めるもの
- （3）前号に定めるもののほか、工事または製造以外の請負のうち、知事が適正な賃金等の水準を確保するため特に必要があると認めるもの

（労働者の範囲）

第5条 この条例の適用を受ける労働者（以下「適用労働者」という。）は、前条に規定する公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者であって、次の各号のいずれかに該当する者及び前条に規定する公契約の係る請負労働者とする。

- （1）受注者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者
- （2）下請負者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者
- （3）労働者派遣法の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）の規定に基づき受注者または下請負者に派遣され、専ら

当該公契約に係る業務に従事する者

(適用労働者の賃金等)

第6条 受注者、下請負者及び法の規定に基づき受注者または下請負者に労働者を派遣する者（以下「受注者等」という。）は、適用労働者に対し、知事が別に定める1時間当たりの賃金等の最低額以上の賃金等を支払わなければならない。

2 工事または製造以外の請負の契約については、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第3項各号に掲げる賃金は、前項に規定する賃金等に算入しない。

3 第1項の規定の適用については、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

4 知事は、第1項に規定する賃金等の最低額を定めるときは、次に掲げる額を勘案して定めるものとする。

(1) 工事又は製造の請負の契約 農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価（基準額）

(2) 工事又は製造以外の請負の契約 職員の給与に関する条例（昭和42年3月24日条例第3号）に定める額、国土交通省が国の建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いるため毎年度決定する建築保全業務労務単価その他の公的機関が定める基準等並びに本県が既に締結した工事又は製造以外の請負の契約に係る労働者の賃金等

(適用労働者への周知)

第7条 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務が実施される作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、または書面を交付することによって適用労働者に周知しなければならない。

(1) 適用労働者の範囲

(2) 前条第1項の規定により知事が定める賃金等の最低額

(3) 第9条第1項の申出をする場合の連絡先

(受注者の連帯責任)

第8条 受注者は、下請負者及び法の規定に基づき受注者または下請負者に労働者を派遣する者（以下「受注関係者」という。）がその雇用する適用労働者に対して支払った賃金等の額が第6条第1項の規定により知事が定める賃金等の最低額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

2 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮して、建設業法（昭和24年法律第100号）または下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）を遵守し、下請負者との契約を締結するに当たっては、各々の対等な立場における合意に基づいた公正な契約としなければならない。

(報告及び立入検査)

第9条 知事は、適用労働者から受注者等が適用労働者に対して負担すべき義務を履行していないことについての申出があったとき及びこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者等に対して必要な報告を求め、またはその職員に、当該事業所に立ち入り、適用労働者の労働条件が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

(是正措置)

- 第10条 知事は、前条第1項の報告及び立入検査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者の違反については受注者に、受注関係者の違反については受注関係者（第6条第1項の規定に違反しているときは受注者及び受注関係者）に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。
- 2 受注者等は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、知事が定める期日までに、知事に報告しなければならない。

(公契約の解除)

- 第11条 知事は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、県と受注者との公契約を解除することができる。
- (1) 第9条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、または同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第1項の命令に従わないとき。
- (3) 前条第2項の報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。
- 2 前項の規定により公契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、知事は、その損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

- 第12条 知事は、前条第1項の規定により公契約の解除をしたとき又は公契約の終了後に受注者等がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、知事が別に定めるところにより公表するものとする。

(損害賠償)

- 第13条 受注者は、第11条第1項の規定による解除によって県に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(違約金)

- 第14条 知事は、受注者等がこの条例の規定に違反したときは、違約金を徴収することができる。

(総合評価一般競争入札等の措置)

- 第15条 知事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（同令第167条の13で準用する場合を含む。）により落札者の決定（第4条第1号に掲げる契約に係る落札者の決定を除く。）をしようとするときは、当該決定に係る業務（以下この条において「決定業務」という。）に従事する者であって、次の各号のいずれかに該当する者の賃金等を評価するものとする。知事又は教育委員会が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせるため候補者を選定しようとするときも同様とする。
- (1) 落札者に雇用され、専ら決定業務に従事する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。次号及び第3号において同じ。）
- (2) 下請その他いかなる名義によるかを問わず、県以外の者から決定業務の一部について請け負った者（次号において「その他請負者」という。）に雇用され、専ら決定業務に従事する労働者

- (3) 法の規定に基づき落札者又はその他請負者に派遣され、専ら決定業務に従事する労働者
- (4) 請負労働者

(低入札価格調査制度の拡充等の措置)

第16条 知事は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分に考慮して、低入札価格調査制度の拡充等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 受注者等は、適用労働者の雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、公契約の締結前に当該公契約に係る業務に従事していた適用労働者を雇用し、及び前項の措置に係る適用労働者を継続して雇用するよう努めなければならない。

(事業者の社会的な価値の実現に資する取り組みの勘案)

第17条 知事その他の公契約を締結する権限を有する者は、公契約の締結に当たっては、その目的及び内容に応じ、事業者に係る次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 環境に配慮した事業活動を行っていること。
- (2) 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること。
- (3) 男女平等参画社会の形成に資する取組を行っていること。
- (4) 仕事と生活の調和を図るための取組を行っていること。
- (5) その他社会的な価値の実現に資する取組を行っていること。

(関係団体との協議の場の設置)

第18条 県は、公契約に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、必要に応じ、関係団体との協議の場を設けるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。